

定額給付金支給準備室からのお知らせ — 一定額給付金について —

平成21年2月1日(基準日)現在で、住民基本台帳に登録されている方又は、外国人登録原票(不法滞在者及び短期滞在者を除く)に登録されている方を対象に定額給付金を給付いたします。

給付額 世帯構成員1人につき 12,000円
但し、2月1日に65歳以上の方と18歳以下の方は1人につき 20,000円

申請方法 3月下旬に給付対象者のいる世帯の世帯主の方宛てに、町から申請書を送付いたしますので、次の書類を添付して郵送により提出してください。

- ①申請者の公的身分証明書(運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、外国人登録証明書等)の写し。
- ②振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳の写し。

※原則口座振込みによる給付となります。

給付時期 口座振込み:4月下旬以降順次給付を行います。
窓口現金給付:5月下旬以降を予定しております。

— 子育て応援特別手当について —

平成21年2月1日(基準日)現在で、住民基本台帳に登録されている方又は、外国人登録原票(不法滞在者及び短期滞在者を除く)に登録されている方で、平成2年4月2日から平成17年4月1日生まれ(3歳以上18歳以下)の子が2人以上いる世帯に属する、第2子以降の小学校就学前3学年(平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれ)の子を対象に子育て応援特別手当を支給いたします。

支給対象者 基準日で、支給対象となる子の属する世帯の世帯主の方になります。

支給額 支給対象となる子1人につき 36,000円(1回限り)

申請方法・支給時期 定額給付金と同様(上記参照)
※原則口座振込みによる支給となります。

問合せ 総務課 定額給付金支給準備室(内線 237)

(注) 定額給付金の給付等をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

ハーモニーフライトいばらき2009団員募集

地域の女性リーダーを育成するため、男女共同参画をはじめ、環境・福祉・教育等のテーマについて海外研修を実施します。

研修先 オランダ・フランス
派遣期間 10月25日(日)～10月31日(土)の7日間
このほか、3回の事前研修と1回の事後研修を予定

参加費 24万円程度(渡航経費の1/2、事前・事後研修費として)

募集期間 4月13日(月)～5月13日(水)
募集人員 13名
応募資格 平成21年4月1日現在で30歳以上61歳未満であり、日本国籍を有し、5年以上県内に居住している女性(ただし、県が主催した海外派遣事業に参加した経験がある者、国又は地方公共団体の議会の議員及び公務員は応募できません。)

問合せ 茨城県知事公室女性青少年課 ☎ 301-2178

偽の調査員にご用心

県内で、関東電気保安協会の職員を装い、電気工事代金の名目で現金をだまし取ろうとした詐欺未遂事件が発生しました。

一般家庭への電気安全調査は基本的に4年に1回で、事前に調査日をお知らせしてから訪問しています。調査員は調査員証や腕章を付けていますので、訪問した際はご確認ください。

また、関東電気保安協会直接工事を実施し、料金を請求することはありませんので、ご注意をお願いします。不審の際は、下記事業所へお問い合わせ下さい。

問合せ (財)関東電気保安協会茨城事業本部 調査部 ☎ 226-3221

教育相談について

県立盲学校、聾学校では、見え方やきこえに障害のあるお子さんや関係者に対し、教育相談など必要な支援を行っています。まずは、お気軽にご連絡下さい。

- 見え方の障害に関する事 県立盲学校 ☎ 221-3388
- きこえの障害に関する事 県立水戸聾学校 ☎ 241-1018
- 県立霞ヶ浦聾学校 ☎ 889-1555

労働基準監督官募集

【職務内容】

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる事業場に立ち入り、事業主に法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、労働者の安全や健康の確保を図り、また、労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

【受験資格】

- 1. 昭和55年4月2日～昭和63年4月1日生まれの者
- 2. 昭和63年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - (1) 大学を卒業した者及び平成22年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

【試験の程度】 大学卒業程度

【申込受付期間】 4月1日(水)～4月14日(火)
(4月14日までの通信日付印有効)

【試験日】 第1次試験日 6月14日(日)
第2次試験日(第1次試験合格者)
7月22日(水)、7月23日(木)の指定された1日

問合せ 茨城労働局総務課 ☎ 224-6211

平成21年度から 労働保険年度更新期間が6月1日～7月10日 申告・納付期限が7月10日に変わります

平成19年7月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」等が改正されたことに基づき、これまで4月1日から5月20日とされていた、労働保険の年度更新期間が、平成21年度から、6月1日から7月10日に変更されることになり、併せて、労働保険概算・確定/石綿被害者救済法一般拠出金申告書の申告・納付期限が7月10日に変更されます。

申告書と併せて提出する、申告関係書類についても7月10日までに提出いただくこととなります。

なお、保険料を算定する期間については、従来どおり変更は無く、前年の4月から本年の3月までとなりますので、ご留意願います。

労働保険料の納付期限についても、第2期分が10月31日まで、第3期分が1月31日までにそれぞれ変更されます。

問合せ 茨城労働局労働保険徴収室 ☎ 224-6213